

# 証券検査を巡る最近の動向について ～平成25年度証券検査基本方針と最近の指摘事例～

平成25年5月

# 目次

第1：証券取引等監視委員会第7期活動方針(抄)	.....3
第2：平成25年度証券検査基本方針のポイント	.....4
第3：証券取引等監視委員会の勧告等の推移	.....13
第4：証券検査実施状況	.....15
第5：平成24年度における検査指摘事項	.....16

# 第1：証券取引等監視委員会 第7期活動方針(抄)

(平成23年1月公表)

公正な市場の確立に向けて ～「市場の番人」としての今後の取組み～

1. 証券監視委の使命・・・市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護を目指して市場を監視
2. 基本的な考え方・・・「市場の公正を汚す者には恐れられ、一般投資家には心強い存在」
  - (1) 機動性・戦略性の高い市場監視の実現
  - (2) 市場規律の強化に向けた働きかけ
  - (3) 市場のグローバル化への対応
3. 重点施策
  - (1) 包括的かつ機動的な市場監視
  - (2) 不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応
  - (3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施
  - (4) 課徴金制度の一層の活用
  - (5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施
  - (6) 自主規制機関などとの連携

## 第2：平成25年度証券検査基本方針のポイント

"for investors, with investors"

### 《基本的考え方》

#### 証券検査の役割

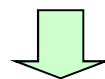
- 金商業者などの法令違反行為に厳正に対処し、市場に警告
- 金商業者などの自己規律を促し、安心して投資できる環境を保つ

#### 証券検査を巡る環境

- 検査対象業者の拡大・増加（全体で延べ約8,000社規模）
- 金融商品・取引の多様化・複雑化

#### 検査を巡る現下の課題

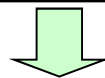
- AIJ問題、増資インサイダー問題などの重大事案の発生
- 個別の法令違反の検証だけでなく法令遵守意識・職業倫理の向上による投資者の信認の回復が必要



### ＜検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査のための取組み＞

- ・ 業態、顧客の特性、金融商品・取引に対するリスク感度を高め、情報の収集・分析能力を強化
- ・ 業態、規模その他の特性、個別業者の問題点等を勘案し、リスク・ベースで検査対象先を選定
- ・ 中小業者への検査未実施によるリスクを低減するため、検査実施率(カバレッジ)を増加させる取組み

### 《検査実施方針(主な重点検証事項)》



- 法人関係情報の管理
- 大規模な証券会社グループについて常日頃からグループ全体の状況を把握
- 投資一任業者に対する集中的な検査の継続（「年金運用ホットライン」での情報収集・分析の取組みの強化）
- 財務の健全性等に関する検証
- 悪質なファンド業者・無登録業者への対応
- 第二種金商業者、投資助言・代理業者について登録後早期に業務運営体制を把握

## 第2:平成25年度証券検査基本方針(1)

### 基本的考え方

#### (1)証券検査の役割

—環境変化等にかかわらず維持すべき監視委員会及び証券検査の基本的な使命・目的—

- 金商業者などの法令違反行為に厳正に対処し、市場に警告
- 金商業者などの自己規律を促し、安心して投資できる環境を保つ

#### (2)証券検査を巡る環境

—25年度における証券検査において考慮すべき経済環境・市場環境等の趨勢的变化—

- 検査対象業者の多様化・増加(全体で延べ約8,000社規模)
- 金融商品・取引の多様化・複雑化
- ITシステムの信頼性確保の重要性

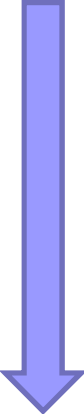
## 第2:平成25年度証券検査基本方針(2)

### (3)証券検査を巡る現下の課題

—最近の証券検査等の結果明らかになった証券検査を巡る課題—

○ 相次ぐ重大な法令違反の発生(金商業者等の市場仲介機能に対する投資者の信認を傷つける重大な問題)

- ・ AIJ問題
- ・ 日本投資者保護基金による補償が必要となる事案の発生
- ・ 公募増資インサイダー取引の問題
- (・ MRIインターナショナル問題)



個々の金商業者などの個別の法令違反の検証では不十分  
金商業者全般の法令遵守意識・職業倫理の向上が必要

○ 投資者の信認の回復が課題

## 第2:平成25年度証券検査基本方針(3)

### (4)検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある 証券検査のための取組み

—(1)使命・目的の達成を目指し、(2)環境変化を踏まえつつ、  
(3)証券検査を巡る課題に適切に対応するための取組み—

#### ○ 情報の収集・分析能力の重要性

・証券検査の対象に関する3つの多様化・複雑化への対応

① 業態の特性、② 顧客の特性、③ 金融商品・取引の特性

・検査実施の優先度の適切な判断及びリスクベースによる検査対象先の選定

① 各業者の属する業態、② 規模その他の特性、

③ その時々々の市場環境、④ 個別業者の問題点等

#### ○ 検査実施率(カバレッジ)を増加させる取組みの必要性

## 第2:平成25年度証券検査基本方針(4)

### 検査実施方針

#### (1)検査対象先の特性に応じた重点検証事項

##### ① 業態その他の特性に着目した検証

- イ. 金商業者等の市場仲介機能に係る検証
  - ・ゲートキーパーとしての機能・役割の重点的検証
- ロ. 法人関係情報の管理等に係る検証
  - ・公募増資インサイダー取引の問題を踏まえた重点的検証
- ハ. 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為への対応状況の検証
  - ・金商業者等の売買管理態勢に対する検証
- ニ. 投資勧誘の状況に係る検証
  - ・投資者保護、誠実かつ公正な営業姿勢の確保、適合性原則の観点等から投資勧誘や顧客対応状況について重点的検証



## 第2:平成25年度証券検査基本方針(5)

### ホ. 投資運用業者等の業務の適切性・法令等遵守に係る検証

- ・AIJ問題を踏まえた投資一任業者への集中的な検査の継続
- ・「年金運用ホットライン」での情報収集・分析の取組みの強化

### ト. ファンド業者(※)の法令等遵守の検証

(※)自己運用業を行う投資運用業者、第二種金融商品取引業者、適格機関投資家等特例業務届出者

- ・出資金の流用・使途不明や虚偽の説明・告知などの多数の法令違反行為が発生している状況を踏まえ検証

### 又. 無登録業者に対する対応

- ・監督部局、捜査当局等との連携強化
- ・必要な場合の裁判所への禁止命令等の申立て、業者名等の公表

## 第2:平成25年度証券検査基本方針(6)

### ② 内部管理態勢・財務の健全性等に係る検証

#### イ. 内部管理態勢等に係る検証

- ・ 業務運営上の問題が認められた場合、背後の内部管理態勢等の適切性、実効性を検証
- ・ 大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては常日頃からグループ全体の状況を把握、検証

#### ロ. システムリスク管理態勢に係る検証

- ・ 障害発生時の対応、情報セキュリティ管理、外部委託管理等を含めリスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性、実効性を検証
- ・ 業務継続計画の実効性を検証

#### ハ. 財務の健全性等に関する検証

- ・ 監督部局、日本証券業協会及び日本投資者保護基金と緊密に連携の上、疑いのある業者について重点的検証

## 第2:平成25年度証券検査基本方針(7)

### (2) 効率的・効果的で実効性ある検査の実施

- ① 業態その他の特性を踏まえたリスクに基づく検査実施の優先度の判断
  - ・ 証券検査基本計画への反映
  - ・ 投資一任業者への集中的な検査の継続
  - ・ 登録後早期に、中小の事業者(※)の業務運営体制を把握する取組み  
(※)第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、金融商品仲介業者等
- ② 実効性のある検査の実施
  - ・ 双方向の対話の充実を図る一方、検査の実効性を阻害する行為に対しては、厳正に対処
- ③ 金融庁・財務局、外国証券規制当局等との連携
  - ・ 情報共有、情報交換等による連携
- ④ 自主規制機関との連携
  - ・ 情報共有・情報交換により、監視機能の総体としての向上

# 第2:平成25年度証券検査基本計画

## 第2 証券検査基本計画

### 1. 基本的考え方

- (1) 検査実施計画については、検査実施方針に則り策定することとする。なお、市場環境の変化や個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。
- (2) 検査の実施に当たっては、証券監視委及び財務局等証券取引等監視官部門の間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等証券取引等監視官部門を支援し、一体的に検査に取り組む。

### 2. 証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）、投資運用業者等及び信用格付業者	150 社（うち財務局等が行うもの 110 社）＜投資一任業者に対する集中的な検査を含む。＞
第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等	随時実施
自主規制機関等	必要に応じて実施
無登録業者	必要に応じて実施

（注）上記の検査計画数は、期中の計画の見直し、特別検査の実施等により変更があり得る。

## 第3：証券取引等監視委員会の勧告等の推移(1)

(平成25年4月末現在)

### ●証券会社等に対する行政処分等に関する勧告

年度	22	23	24	25
勧告件数	19	16	20	3
検査結果に基づく勧告	19	16	18	3
うち委員会検査実施分	4	7	7	2
うち財務局等検査実施分	15	9	11	1
取引調査・犯則事件調査に基づく勧告	0	0	2	0

(注)検査結果に基づく最近の勧告事例は参考資料20～26頁参照

### ●無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て

年度	22	23	24	25
申立件数	2	3	1	0

(注)最近の申立て事例は参考資料27頁参照

## 第3: 証券取引等監視委員会の勧告等の推移(2)

### ● 建議

年度	22	23	24	25
建議件数	2	1	1	0

(注) 最近の建議の事例は参考資料28頁参照

### ● 課徴金納付命令に関する勧告

年度	22	23	24	25
勧告件数	45	29	41	3

(注) 公募増資に関連したインサイダー取引事案は参考資料14頁参照

### ● 犯則事件の告発

年度	22	23	24	25
告発件数	8	15	7	1

(注) 主な告発事例

オリンパス(株)に係る虚偽有価証券報告書提出事件(平成24年3月他)

AIJ投資顧問(株)による投資一任契約の締結に係る偽計事件(平成24年7月他)

## 第4: 証券検査実施状況

業務の種別等	年 度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
第一種金融商品取引業者(証券会社等)	117	(20)	91	91	85	57	
登録金融機関(銀行等)	25	(4)	24	28	32	28	
投資運用業者 (投信会社・投資一任業者等)	15	(6)	18	15	9	36	
投資法人(J・リート等)	7	(1)	9	6	2	0	
信用格付業者	—	—	—	0	4	3	
第二種金融商品取引業者 (ファンド販売業者等)	1	(1)	22	6	14	20	
投資助言・代理業者	58	(35)	45	36	40	40	
適格機関投資家等特例業務届出者 (プロ向けのファンド販売業者等)	0	0	1	2	6	21	
金融商品仲介業者	0	0	1	1	9	9	
自主規制機関(日本証券業協会等)	5	(2)	5	1	0	0	
その他	0	0	0	0	1	0	
合 計	228	(69)	216	186	202	214	

検査対象 業者数
285
1,126
315
53
7
1,279
1,051
3,017
743
11



検査対象 業者数 延べ約8千社
-----------------------

問題点が認められた業者等	112	(35)	125	105	87	102
証券検査結果に基づく勧告	18	(4)	21	19	16	18

(注) 平成20年度まで「事務年度」7月～翌年6月、平成21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月。

なお、平成20年度( )内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成21年度との重複期間(平成21年4月～6月)の件数である。

## 第5：平成24年度における検査指摘事項(1)

### 1. 第一種金融商品取引業者(証券会社等)

- (1) 法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法人関係情報を提供した勧誘行為等(参考資料13頁参照)
- (2) 顧客区分管理必要額を運転資金等に流用しているなど公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況(参考資料29頁参照)
  - ① 純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況
  - ② 当局に対する虚偽報告
  - ③ 顧客区分管理必要額を運転資金等に流用している状況
  - ④ 支払い不能に陥るおそれのある状況
- (3) 報告徴取命令に対する事実と異なる報告(参考資料30頁参照)
- (4) 業務運営に関し重大な問題が認められる状況(参考資料31頁参照)
- (5) 損失の補てん及び利益の追加のために財産上の利益を提供する行為等
- (6) 顧客に必要証拠金の不足額を預託させることなく、FX取引に係る契約を継続する行為



《続き》

- (7) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為、顧客に虚偽の表示をする行為
- (8) 上場優先出資証券の相場を変動させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら当該優先出資証券に係る買付けの受託等をする行為
- (9) 実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託を防止するための売買管理が十分でない認められる状況等
- (10) 投資者の保護等に係る内部管理態勢の不備
- (11) 公募増資に関連する空売り規制通知の対応が不十分な状況
- (12) 投資信託の乗換勧誘において概算損益の説明が不適切な状況
- (13) その他(電子情報処理組織の管理が十分でない状況、信用取引にかかる保証金の不適切な取扱い、自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況、自己資本規制比率の算出誤り、機微情報に係る管理態勢の不備、等)

## 第5：平成24年度における検査指摘事項(2)

### 2. 登録金融機関(銀行等)

- (1) 証券事故の該当性を検討する態勢が整備されていない状況
- (2) 契約締結時交付書面の交付が遅滞している状況
- (3) 「疑わしい取引の届出」の未提出
- (4) 店頭デリバティブ取引に係る中途解約精算金の試算額を説明していない状況
- (5) 顧客の注文を適切に発注する体制が整備されていない状況
- (6) 登録事項の変更届出が行われていない状況
- (7) 誤った事業報告書が提出されている状況
- (8) 個人情報情報の漏洩、滅失等の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況
- (9) 反社会的勢力との取引遮断のための体制が不十分な状況

## 第5：平成24年度における検査指摘事項(3)

### 3. 投資運用業者(投信会社・投資一任業者等)

- (1) 投資一任契約に係る善管注意義務違反(参考資料32・33頁参照)
- (2) 異なる運用商品の運用実績値を表示する行為等(参考資料34頁参照)
- (3) 投資一任契約締結に関し、忠実義務を果たすための内部管理態勢に不備が認められる状況
- (4) 純財産額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当な金額を満たさない状況
- (5) 権利者から出資を受けた金銭を流用する行為

## 第5：平成24年度における検査指摘事項(4)

### 4. 信用格付業者

- (1) 信用格付のモニタリングが不適切な状況
- (2) 信用格付の誤公表等
- (3) 業務管理体制の整備が不十分な状況
- (4) 格付方法の公表が不適切な状況
- (5) 法定帳簿の作成にかかる不備

(注) 信用格付業者に対する検査結果については参考資料35・36頁参照

## 第5：平成24年度における検査指摘事項(5)

### 5. 第二種金融商品取引業者

- (1) 本人確認等義務違反
- (2) ファンドの契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- (3) 自己の名義をもって、他人にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況
- (4) ファンドに関し、著しく不当な行為を行っている状況
- (5) 事実と異なる内容により登録を受けている状況
- (6) 特定投資家に係る告知義務違反
- (7) 業務の内容・方法等に変更があった場合の届出未済
- (8) 分別管理が確保されていない状況で私募の取扱いを行う行為
- (9) 第二種金融商品取引業を遂行する業務執行体制が未構築な状況

## 第5：平成24年度における検査指摘事項(6)

### 6. 投資助言・代理業者

- (1) 顧客からの金銭の預託の受入れ(参考資料37頁参照)
- (2) 業務停止命令違反、検査忌避及び業務改善命令違反(参考資料38頁参照)
- (3) 無登録業者に対し投資助言業務を委託している状況
- (4) 無登録で集団投資スキーム持分・投資信託に係る私募の取扱いを行っている状況
- (5) 著しく不当な勧誘を行っている状況
- (6) 業務の運営の状況に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況
- (7) 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為
- (8) 顧客の損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供する行為
- (9) その他(前回検査指摘事項に対する履行が不適切な状況、業務の方法の変更届出未済、標識の未揭示、説明書類の未縦覧、法定書面に係る不備等、広告記載事項の不備、金融商品取引契約解除時における前払報酬の過少返還、特例業務の要件を満たさない不適切な適格機関投資家等特例業務の届出業者を複数形成させていた状況)

## 第5：平成24年度における検査指摘事項（7）

### 7. 適格機関投資家等特例業務届出者

- (1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関し、顧客に対して虚偽のことを告げる行為
- (2) 組合事業の目的外となる資金の貸付け及び組合資金の流用等
- (3) ファンド出資金の流用
- (4) 第二種金融商品取引業及び投資運用業に係る無登録営業
- (5) 自らが運営するファンドの出資金を無登録業者が流用することを黙認することで、その役割の一端を担っている状況等

### 8. 金融商品仲介業者

- 無登録で投資信託に係る私募の取扱いを行っている状況



# ご清聴ありがとうございました

情報提供は

***<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>***

***tel: 03-3581-9909***

年金運用ホットラインは

***<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>***

***tel: 03-3506-6627***

公益通報の通報・相談は

***<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>***

***tel: 03-3581-9854***